

2020 年度
ブラックスタート電源契約書（案）
（ひな型）

2020 年〇月〇日

北海道電力株式会社
送配電カンパニー

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下「乙」という。）とは、2019年●月●日に乙が公表した「2019年度ブラックスタート電源募集要綱（以下「募集要綱」という。）を承諾のうえ、乙の供給区域における停電解消のためのブラックスタートの提供について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（ブラックスタート）

第1条 甲は、別紙1の発電設備（以下「契約電源」という。）を用いて、乙に対してブラックスタートの提供を行うものとする。

2 本契約において、ブラックスタートとは、次の各機能をいう。

（1） 全系統ブラックスタート

乙の供給区域の全停電時に、本契約第4条に定める受電地点において、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源を起動し、契約電源により甲が乙の指令に従って停電解消のための発電を行うことをいう。

（2） 一部系統ブラックスタート

本契約第4条で定める電力系統（以下「対象系統」という）において停電が発生した場合、本契約第4条で定める受電地点において、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源を起動し、契約電源により甲が乙の指令に従って、対象系統の停電解消のため、契約電源のみで対象系統に適正な周波数で需要に応じた電力供給を行うことをいう。

（契約電源等の設定単位）

第2条 契約電源等は、原則として発電所単位で設定するものとする。

（定格出力、受電地点、電圧、ブラックスタート機能および対象系統）

第3条 契約電源の定格出力、受電地点、電圧、ブラックスタート機能および対象系統は別紙1のとおりとする。

（送電上の責任分界点）

第4条 送電上の責任分界点は、契約電源ごとに別紙1のとおりとする。

(財産分界点および管理補修)

第5条 財産分界点は、契約電源ごとに別紙1に定めるものとし、この分界点より甲側は甲が、乙側は乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者が異なる場合、管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

(設備要件)

第6条 甲は、契約電源について、募集要綱に記載の設備要件を満たすものとする。

(運用要件)

第7条 甲は、契約電源について次の各号の運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

- (1) 甲は、契約電源の起動を行うために必要となる非常用発電機等や単独運転を行うために必要となる調速機等(以下、「ブラックスタート機能」という。)を、本契約第8条にもとづきあらかじめ定める点検等の期間を除き、使用可能な状態を維持すること。
- (2) 甲は、ブラックスタート機能等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧すること。
- (3) 甲は、ブラックスタート機能等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。
- (4) 甲は、乙が指定する電力供給に係る訓練に参加すること。

2 甲は、本契約に定める事項、募集要綱、乙の託送供給等約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等(以下総称して「本契約等」という。)を遵守するものとする。

(停止計画)

第8条 甲は乙が定める期日までに、第16条に定めるブラックスタートの提供期間(以下「提供期間」という。)におけるブラックスタート機能の停止計画の案を乙に提出のうえ、乙との協議により停止計画を決定するものとする。

2 甲は、第1項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等して設定し、

作業停止期間短縮に努めること。

- (2) 乙が停止時期の変更を希望した場合、甲は特別な事情がない限りこれに応じること。

(電力量の計量)

第9条 契約電源から受電する電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として契約電源ごとに取付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。

ただし、契約電源ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙の協議により定めるものとする。

なお、受電電圧と異なる電圧で実績電力量の計量を行う場合は甲乙協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、電力量算定を行うものとする。

- 2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙にて協議のうえ、別途電力量を決定するものとする。

(計量器等の取付け)

第10条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型等計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき計量器等は取り付けないものとする。

- 2 法令等により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。甲は実費を乙に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第11条 契約電源に対する乙の指令の受信および契約電源の現在出力等への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等を以下の区分で施設するものとする。

- (1) 発電所構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。

また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(2) 発電所から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等
乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。

また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(3) 上記(1)、(2)以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。

また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安
通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、
伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(料金)

第12条 乙は、ブラックスタートの提供に係る料金として、基本料金と従量
料金を甲に支払うものとする。

2 ブラックスタートの提供に係る料金の算定期間（以下「料金算定期間」
という。）は、毎月1日から当該月末日までとする。

(基本料金)

第13条 各料金算定期間の基本料金は、契約電源ごとに、別紙2に定める月
間料金を、全ての契約電源につき合計した金額とする。

2 第17条、第18条、第21条もしくはその他事由により、契約期間
の途中で本契約が終了する場合、契約終了を含む日の月間料金について
は、契約終了日までの日割り計算により算出された金額とする。

(基本料金の支払)

第14条 甲は、基本料金に、第23条で定める消費税相当額を加算した金額
を、当該料金算定期間の翌月（ただし、契約期間の最終月については、
その翌々月）1日から15日までに乙に請求し、乙は、同月22日（た
だし、22日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに支払うも
のとする。ただし、請求書の受領が同16日以降であった場合は、請求
書受領後10日（ただし、請求書受領後10日にあたる日が、金融機関
の休業日の場合は、翌営業日）以内に相手方に支払うものとする。

2 第1項の支払が、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支
払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期
間についても365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方に支払
うものとする。

～収入金課税の契約者に対しては、下記の通り置き換える～

甲は、基本料金に、第23条で定める消費税相当額、ならびに事業税相当額を加算した金額を、当該料金算定期間の翌月（ただし、契約期間の最終月については、その翌々月）1日から15日までに乙に請求し、乙は、同月22日（ただし、22日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに支払うものとする。ただし、請求書の受領が同16日以降であった場合は、請求書受領後10日（ただし、請求書受領後10日にあたる日が、金融機関の休業日の場合は、翌営業日）以内に相手方に支払うものとする。

～ここまで～

（従量料金の算定および支払い）

第15条 各料金算定期間の従量料金は、契約電源ごとに甲乙協議によりその金額を決定のうえ、すべての契約電源につき合計した金額とする。

2 甲は、従量料金に、本契約第23条で定める消費税相当額を加算した金額を、従量料金確定の翌月1日から15日までに乙に請求し、乙は、同月22日（ただし、22日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに支払うものとする。ただし、請求書の受領が同16日以降であった場合は、請求書受領後10日（ただし、請求書受領後10日にあたる日が、金融機関の休業日の場合は、翌営業日）以内に相手方に支払うものとする。

～収入金課税の契約者に対しては、下記の通り置き換える～

2 甲は、従量料金に、本契約第23条で定める消費税相当額ならびに事業税相当額を加算した金額を、従量料金確定の翌月1日から15日までに乙に請求し、乙は、同月22日（ただし、22日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに支払うものとする。ただし、請求書の受領が同16日以降であった場合は、請求書受領後10日（ただし、請求書受領後10日にあたる日が、金融機関の休業日の場合は、翌営業日）以内に相手方に支払うものとする。

～ここまで～

3 第2項の支払が、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方に支払うものとする。

（ブラックスタートの提供期間および契約の有効期間）

第16条 本契約にもとづく甲から乙へのブラックスタートの提供期間は2020年4月1日から2021年3月31日までとする。

2 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約にもとづくすべての債

務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第17条 甲乙いずれか一方がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第18条 甲または乙が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 第1項の催告を行なった後、10日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反しその履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、意図的な契約不履行が認められた場合または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- (2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (4) 公課の滞納処分を受けた場合

(解約または解除に伴う補償)

第19条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第20条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第21条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
 - (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
- 2 甲および乙は、自らが第1項各号に該当しないことを確約し、将来も第1項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第22条 甲または乙が、本契約に違反して、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲または乙は、その賠償の責を負うものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

第23条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

また、本契約において事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

～収入金課税の契約者に対しては、下記の通り置き換える～

また、本契約において事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいい、適用する事業税率は別紙3（事業税率）のとおりとする。

～ここまで～

（単位および端数処理）

第24条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、第23条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

（運用細目）

第25条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で協議のうえ、定めるものとする。

（合意管轄および準拠法）

第26条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、札幌地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

（秘密保持義務）

第27条 甲および乙は、本契約の内容及び本契約の履行に当たって知りえた当事者の機密情報（各当事者が「機密」であることを口頭または書面で示した情報をいう）について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 予め相手方の承諾を得た場合
 - (2) 電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合
 - (3) 調整力の広域的運用に伴い他の一般送配電事業者に提示する場合
- 2 本条に定める規定は、本契約終了後も存続するものとする。

(協議事項)

第28条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、電源Ⅱ周波数調整力契約書、乙の託送供給等約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等（以下「本契約等」という。）によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保有する。

□□□□年□□月□□日

(住所) ○○県○○市○○町○○番

甲 ○○株式会社取締役社長 ○○ ○○

(住所) 札幌市中央区大通東1丁目2番地

乙 北海道電力株式会社 送配電カンパニー
社長取締役常務執行役員 ○○ ○○

別紙1 契約電源一覧

事業者名	契約電源	所在地	定格出力 (kW)	電圧 (kV)	受電地点	送電上の責任分界点	財産分界点	ブラックスタート機能	対象系統
□□発電株式会社	××発電所	北海道〇〇市××	〇〇	187				全系統 BS	基幹系
	△△発電所	北海道〇〇志××	〇〇	66				全系統 BS	南札幌系統
	〇〇発電所	北海道〇〇郡××	〇〇	66				全系統 BS 一部系統 BS	西滝川系統 金山系統
	□□発電所	北海道〇〇郡	〇〇	66				一部系統 BS	岩清水系統

別紙2 月間料金一覧表

事業者名	契約電源	所在地	契約電力 (kW)	基本料金 (円)	月間料金 (4月~2月) (円)	月間料金 (3月) (円)	その他
□□発電株式会社	××発電所	北海道〇〇市××	〇〇	187	〇〇〇	〇〇〇	
	△△発電所	北海道〇〇志××	〇〇	66	〇〇〇	〇〇〇	
	〇〇発電所	北海道〇〇郡××	〇〇	66	〇〇〇	〇〇〇	
	□□発電所	北海道〇〇郡××	〇〇	66	〇〇〇	〇〇〇	

別紙3 事業税率

○2018年度の乙の収入割の事業税（事業税＋地方法人特別税）の実行税率

〇.〇〇%

なお、計算式は、以下のとおり。

- ・ 納付総額（※） / 課税標準総額（※） × 100
 ※納付対象自治体への全納付額（課税標準額）の合計
- ・ 小数点以下第3位を四捨五入

～収入金課税の契約者～

別表3 事業税率

○2018年度の甲の収入割りの事業税（事業税＋地方法人特別税）の実効税率

〇.〇〇%

○2018年度の乙の収入割りの事業税（事業税＋地方法人特別税）の実効税率

〇.〇〇%

なお、計算式は、以下のとおり。

- ・ $\text{納付総額}(\ast) / \text{課税標準総額}(\ast) \times 100$
 \ast 納付対象自治体への全納付額（課税標準額）の合計
- ・ 小数点以下第3位を四捨五入